



2庶文1第658号
平成23年10月21日

行政文書開示決定通知書

武田 則昭 様

東京法務局長 相澤 恵



平成23年9月21日受付第1869号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
登記情報システム端末操作手引書（不動産登記事件処理編）（第2．1版）

2 不開示とした部分とその理由

上記文書のうち、システムの操作方法を説明している部分は、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び第6号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

以下に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。
また、(2)に記載された日時のうち御都合のよい日を選択してください。